

業務委託成績評定要綱

平成23年11月15日

23水経契第509号

改正 平成27年 5月20日 27水経契第 84号

平成28年11月 1日 28水経契第337号

令和 3年 9月10日 3水経契第217号

(目 的)

第1 この要綱は、東京都水道局において締結する業務委託契約の成績評定（以下「評定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることにより当該委託契約の履行状況を客観的に把握し、良好な履行確保を図るとともに、準備契約等における業者選定を的確に行うことを目的とする。

(対 象)

第2 評定の対象とする契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 東京都水道局において締結する日々履行型の業務委託契約のうち、営業種目「103建物清掃」の業務委託契約
- (2) 局長が指定する業務委託契約

(評定者)

第3 評定は、次に定める者が各々の評価に基づき独立して行う。

なお、履行場所が複数の部・所等にわたる契約の場合は、原則として履行場所における庁舎管理者の意見を参考にして、契約依頼を行った部・所等において評定する。

- (1) 主管課長 （受託業者を直接に管理・監督する主管部・所等の課長）
- (2) 担当課長代理（受託業者を直接に管理・監督する主管部・所等の課長代理）
- (3) 担当者 （受託業者を直接に管理・監督する主管部・所等の担当者）

(業務改善の指示)

第4 評定者は、日々の履行状況に問題がある場合は、口頭指示により速やかな業務改善を図り、「改善指導記録(口頭指示)」(様式4)に、履行状況等の経緯を記録する。

2 評定者は、2回以上の口頭指示によっても仕様書どおりの履行が行われていない場合または第5による評定が60点未満となった場合は、受託業者に対し、「委託業務指導指示書」(様式2)により改善指導する。

3 前項による指導を行った場合は、改善に必要な期間を経過した後に、「改善事項報告書」(様式3)を受託業者から提出させ、評定者及び受託業者の双方で改善状況について確認を行う。

(評 定)

- 第5 評定は、当該年度の9月1日を基準日とし、履行開始日から直近の状況を対象とする。
- 2 評定は、評定基準日の翌日から15日以内に行うものとする。
- 3 評定は、「業務委託成績評定報告書」(様式1-1)、「基本評定票(1)」(様式1-2)、「基本評定票(2)」(様式1-3)及び「基本評定票(3)」(様式1-4)(以下「報告書等」という。)」に記入して行うものとする。
- 4 評定区分は、「優良」90点以上、「良好」90点未満80点以上、「普通」80点未満60点以上、「やや不良」60点未満50点以上、「不良」50点未満とする。
- 5 評定を「やや不良」又は「不良」とする場合は、必ず「委託業務指導指示書」(様式2)により必要な改善指導を行った者とする。

(評定後の措置)

- 第6 評定者は、評定が60点未満の受託業者に対し改善指導を行うものとする。
- 2 評定者は、改善を必要と判断する事項について、受託業者の意見を聴取するとともに、受託業者から改善計画書を提出させる。
- 3 評定者は、受託業者が作成した改善計画書の提出後の履行状況について確認を行った上で、再評定を行う。
- 4 評定者は、再評定の結果を受託業者に説明した上で、再評定した報告書等を速やかに主管部・所等の長に提出する。
- 5 再評定の結果、改善が認められない場合は、前各項に準じ、再度、改善指導を行う。

(報告書等の提出)

- 第7 主管部・所等の長は、「業務委託成績評定報告書」(様式1-1)及び「基本評定票(1)」(様式1-2)を、経理部長に提出する。
- 2 経理部長は、必要と判断した場合、前項の提出を行った主管部、所等の長に対し、受託業者の指導に関する資料、情報の提供及び実地の調査又は履行改善の処理について、必要な措置を講ずることを求めることができるものとする。
- 3 経理部契約課は、報告書等に基づき、「業務委託成績一覧」を作成し、全受託業者の成績評定結果を、全契約担当部署に配付する。

(成績不良者等に対する取扱い)

- 第8 評定結果が「不良」の場合は、次年度の当該契約案件について指名しないこととする。
- また、他部署における次年度の類似契約案件についても、当該者を指名しないことができるものとする。
- 2 評定結果が「やや不良」の場合は、第6による再評定を行った結果、改善が認められず再び60点未満である場合のみ、次年度の当該契約案件について指名しないこととする。
- また、他部署における次年度の類似契約案件についても、当該者を指名しないことができるものとする。

(成績優良者に対する取扱い)

第9 評価結果が90点以上(「優良」)の者(他に評価すべき契約がある場合はその評価が60点以上の者に限る。)で、経理部長が優良者と認めた者について、次年度の当該契約案件について優先的に指名することができるものとする。また、他部署における次年度の類似契約案件についても、当該者を優先的に指名することができるものとする。また、審査終了から概ね2か月間、水道局ホームページにおいて履行成績が「優良」であった旨並びに件名、商号名称及び所在地を公表する。

(評価結果の通知)

第10 評価対象契約の受託業者のうち希望する者に対しては、当該評価結果を通知する。

2 評価結果の通知を希望する者は、当該契約年度中に、「業務委託成績評価結果通知申請書」(様式6)を経理部契約課に提出しなければならない。

3 評価結果の通知内容は、当該年度の評価対象期間における第5-4の評価区分とする。

4 2により評価結果の通知を希望した者に対しては、経理部契約課から、「業務委託成績評価結果通知書」(様式5)を郵送する。

(附 則)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成27年5月20日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和3年9月15日から施行する。

年 月 日

業務委託成績評価結果通知書

殿

東京都水道局
経理部契約課長

貴社の業務委託成績評価の結果は、次のとおりです。

1 契約件名	
2 契約番号	
3 契約金額	
4 評価結果	<u>優良 良好 普通 やや不良 不良</u>

※評価基準日： 年 9月 1日

年 月 日

業務委託成績評定結果通知申請書

東京都水道局経理部契約課長 殿

申請者 住所
法人名
代表取締役 氏名

下記契約について、当社の評定結果の通知を申請します。

記

- 1 契約件名
- 2 契約番号
- 3 契約金額

※ 宛先を記入し所定の切手を貼った返信用の封筒を提出すること。